最終更新日：2021年7月1日

田中精密工業株式会社
代表取締役社長執行役員　金森　俊幸
問合せ先：取締役　執行役員　沖　健司
証券コード：7218

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主、投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・社会から信頼され、継続して成長できる企業でありつづけるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の1つとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東京証券取引所JASDAQ市場上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの「基本5原則」をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
本田技研工業株式会社	2,376,000	24.34
田中共進会持株会	1,023,300	10.41
田中一郎	584,600	6.19
田中龍郎	529,000	5.52
名古屋中小企業投資育成株式会社	527,400	5.40
株式会社商工組合中央金庫	350,000	3.59
株式会社北陸銀行	310,000	3.18
田中精密工業従業員持株会	275,500	2.77
株式会社富山第一銀行	270,000	2.76
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	160,000	1.64

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今村　元	弁護士											○

※　**会社との関係についての選択項目**
※　**本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
※　**近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今村　元	○	当社の社外取締役としての在任期間は5年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は23年となる。	弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しております。 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士としての経験と見識を活かして、当社経営の監督を遂行していただくことが期待できるため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	1	1	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は報酬制度における透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。
同委員会は、取締役会によって選定された取締役・執行役員・監査役で構成され、過半数が社外役員となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会社の会計記録が経理規定等に準拠して正確に処理され、各種資産の管理・保全が適切に行われているか等について、会計監査人と連携し会計監査を実施しております。また、当社グループにおける通常の内部監査は、監査室長及び常勤監査役の連携により実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桶屋泰三	税理士										○			
高木悦郎	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

桶屋泰三		他の会社の社外監査役を兼任しております。	税理士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため選任しております。
高木悦郎	○	TSK株式会社代表取締役社長を務めております。	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬につきましては、各事業年度の業績や株主還元、従業員賞与水準を考慮の上、総合的に勘案して決定しております。当該指標を選択した理由は、事業年度における業績価値に対する貢献や株主・従業員への企業責任を果たした度合いを図るものとして重要と判断したためです。
役員の個人別の報酬等の内容については、報酬制度における透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、取締役会は、報酬委員会より報酬内容等についての答申を得るものとし、その内容を尊重し意思決定を行うこととしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期における役員報酬の内容は、取締役(社外取締役を除く)6名に対し77百万円、監査役(社外監査役を除く)1名に対し、12百万円、社外取締役および社外監査役に対し9百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。
1.基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成し、現金を月例に案分し支払うこととする。
固定報酬:業績連動報酬の比率は、概ね80%:20%を目安とする。(業績連動報酬が基準額での支給の場合)

2.固定報酬の決定に関する方針
当社の取締役の固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。
また、社外取締役やその他業務執行を行わない取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

3.業績連動報酬の決定に関する方針
業績連動報酬は、各事業年度の業績や株主還元、従業員賞与水準を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

4．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
報酬制度における透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置する。取締役会は、報酬委員会より報酬内容等についての答申を得るものとし、その内容を尊重し意思決定を行うこととする。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて監査室および管理部が適宜対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――――	――――	――――	――――	――――	-

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

現在、対象者はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行、監査・監督の方法につきましては、取締役会、監査役会、経営会議、役員連絡協議会の機関を設置しております。
取締役会　取締役5名で構成し、毎月開催される定時取締役会を通じ、法令または定款に規定する事項の決議並びに重要な業務に関する事項についての報告、審議、決議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。
監査役会　常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、取締役会および重要会議への出席や業務執行状況および経営状態の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査を行っております。
経営会議　毎月取締役会または社長の諮問による経営に関する重要事項の審議および執行した事項の報告を行っております。
役員連絡協議会　迅速かつ機動的な対応を図るため、毎週開催される役員連絡協議会において、取締役および執行役員の職務執行状況の報告および業務執行において共有すべき情報の交換を行っております。

取締役候補者の選任は、取締役会において選定しております。

報酬決定につきましては前記「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の［(6)取締役の報酬関係］に記載の通りです。

会計監査業務執行した公認会計士は鹿島高宏氏、斎藤直樹氏であり、有限責任あずさ監査法人に所属し、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。

監査役の機能の強化に係る取組み状況
当該取組み状況に関しましては、前記「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の［(3)監査役関係］に記載のとおりです。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容等を勘案し、監査役設置会社として、経営監視機能の客観性および中立性を確保する経営管理体制を整えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に可能な限り早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮し、可能な限り早期に開催するよう努めております。
その他	株主総会では、スライドを用いた報告を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.tanasei.co.jp)において、投資家向け情報（決算短信、適時開示資料、有価証券報告書）を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　管理部事業管理ブロック	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や社会からの信頼をより確かなものとするため、当社グループで働く人々が実践するべき誠実な行動をまとめた「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を制定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＩＳＯ14001を2000年に取得し、環境保全活動にグループをあげて取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を制定し、その中でステークホルダーに対して会社の経営情報等を適時･適切な情報の開示をすることを規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
①当社の全社員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範を行動規範として位置づけて、その徹底をはかる。
②取締役および総務担当部長ならびに社外の弁護士を加えた倫理委員会を設置し、企業倫理・コンプライアンスに関する事項を審議する。
③監査室は監査役と連携し、定期的に監査を実施し、必要な指導を行い、あわせて監査結果を取締役および執行役員ならびに所轄長へ適宜報告する。
④当社は企業倫理改善提案窓口の活用、一層の周知徹底をはかり、法令・定款の違反行為等の未然防止に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
①当社は法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
②取締役および監査役は、常時、上記の文書を閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社はリスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役（コンプライアンス・リスクマネジメントオフィサー）の任命およびコーポレートガバナンス委員会を設置し、全社リスクマネジメント方針および田中精密グループリスク管理規程に基づき、環境、安全、災害、情報、セキュリティなどについて、全社横断的なリスク管理体制を整備する。
②各主管所轄は、各々の担当機能に係る事項についてリスク管理を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①取締役会を月1回程度定期的に開催し、法定事項および経営の基本機能に関する全社の方針・戦略を決定し、経営課題、情報、スケジュールを共有化し、迅速な実行をはかる。
②原則として週1回、取締役、監査役および執行役員（以下、役員という。）が出席する役員連絡協議会を開催し、品質情報、製造情報、管理情報、営業情報、技術開発情報など、取締役が業務執行において共有すべき情報の交換および取締役の職務執行状況の報告を行う。
③各担当役員は、上記会議で決定された基本方針・戦略に基づいて、各部門における具体的な施策を決定し、実施する。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①田中精密グループリスク管理規程において、国内外子会社の財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
②田中精密グループリスク管理規程に基づき、国内外子会社を含めたリスク管理体制を構築する。
③当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づき国内外の子会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理する。
④Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範を国内外子会社の行動規範として位置づけてグループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかる。
⑤監査役・監査室は、国内外の子会社に対して定期的に監査を実施し、必要な指導、支援を行う。
⑥当社はグループ共通の企業倫理改善提案窓口を通じて、国内外の子会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努める。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に 関する事項
①監査役から、補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとし、その使用人の任命など取締役からの独立性を確保するための必要な事項を定める。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
①当社およびグループ会社の取締役および使用人は、下記の事項を監査役に報告する。
(a)当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項
(b)内部統制システムの整備状況
(c)コンプライアンスおよびリスクマネジメントに係る自己検証の結果
(d)企業倫理改善提案窓口の運用状況
(e)その他、監査役が職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、審議資料など業務執行にかかる重要事項を閲覧する。
②監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え〉
当社行動規範「Tanaka Corporate Governance わたしたちの行動規範」において「反社会的勢力とは、取引を含め一切関係を持たず、これらの勢力からの不当な要求に応じません。」と掲げており、この基本方針に基づき反社会的勢力排除などに努めております。

〈反社会的勢力排除に向けた整備状況〉
反社会的勢力排除に向けた体制としては、管理部総務ブロックを対応部署とし、事案により警察や弁護士、危機管理の外部専門機関と協力し解決できる体制を構築しております。また、平素より警察等の行政機関や外部専門機関等からの情報収集を行い、被害の未然防止に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

〈情報開示体制の概要〉

担当部署名　管理部事業管理ブロック
担当者名　取締役執行役員　沖　健司
責任者名　取締役執行役員　沖　健司（情報開示担当）
取組方針　当社は投資家保護のため、投資判断に影響を与えるような重要な会社情報を適時に正確かつ公平に開示する責務があると考えており、当社および子会社における決定事項、発生事項、また経営計画における予実差異や決算情報など会社の実績や将来性に関する情報等を管理部事業管理ブロックにて一元的に管理し、原則として取締役会の承認のもと、金融商品取引・株式会社東京 証券取引所の諸規則および要請等を遵守し開示いたします。
情報開示につきましては、TDnetを用いて行い、必要により東京証券取引所内の記者クラブおよび富山経済記者倶楽部へ資料配布すると同時に当社ホームページへも掲載することとしております。
また、内部者情報の取り扱いにつきましても、管理部事業管理ブロックにて一元的に管理しており、内部者情報管理規程により役職員に漏洩防止措置の徹底を図っております。

【 参考資料：模式図 】

当社は法令遵守やリスク回避に努め、コンプライアンスやリスクマネジメントについて体系的に取り組むためＴＣＧ（ＴＡＮＡＫＡコーポレート・ガバナンス）組織体制を整備しております。

ＴＣＧ組織体制

